

## いきなり届いたハガキに気が動転、どうしたらいいかわからない?????

「夫宛に、突然『生活保全確認通知書』と書かれたハガキが届いた」と、奥さんからおびえた声で当センターに電話が入りました。ハガキには次のようなことが書かれていきました。「貴方が契約会社に対して行っている料金の未払い、もしくは契約不履行につき当該会社が貴方に対して訴状を管轄簡易裁判所に申請したことを通知致します。……」「このまま連絡なき場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。……」そして、末尾は「※ 最近、個人情報を悪用し民事裁判制度を利用する業者の手口もみられますので万が一身に覚えがない場合は至急ご連絡下さい」と締めくくられています。

奥さんは、身に覚えのないこのハガキについて、末尾にあるとおり、差出人の「相談受付窓口（相談調査部）」へ電話しなくてはならないと思ったものの、ひょっとしたら知らないうちに何か契約をしていたかもしれないという不安もあり、どうしたものかと相談の電話をしてきました。

こうした架空請求は、平成13年ごろから全国的に増え始め、岐阜県でも平成16年には相談件数が1万1千件余に到達し消費生活相談全体の約6割を占めるほどになりましたが、さまざまな機会を通じて架空請求の被害に遭わないよう注意喚起を行ってきたところ、平成16年のピーク時以降は大きく減少しました。しかし、最近は悪質業者の手口が巧妙になってきており、相談件数はほぼ横ばい状態となっています。

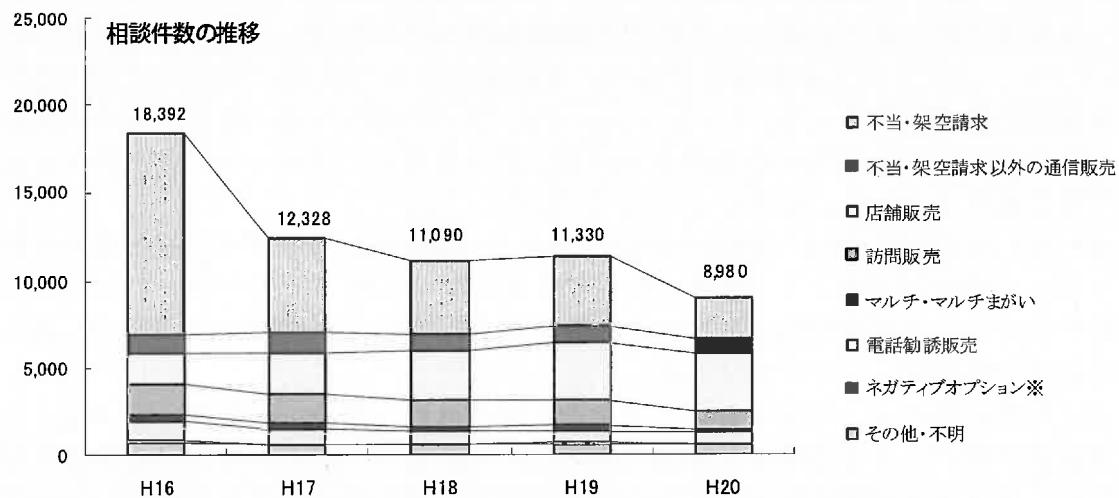
冒頭にご紹介しました事例は、差出人が「特定非営利活動法人 消費者生活支援センター」と記載され、実在する公的機関によく似た名称や、法務大臣の許可を得た債権回収業者の名称をかたつたりしています。また、訴状を受理したとか、回収員が自宅へ出向くとか、勤務先を調査し給料を差し押さえるなどという不安をあおるような脅し文句が書いてあり、トラブルに関わりたくないという気持ちから支払ってしまった人もいます。また、これまででは請求書に送金先として銀行口座名が明記していましたが、金融機関の対処が厳しくなると、現金書留での送金、電話をかけさせ電話番号を入手した上で送金先を電話で教えるなど、再発防止策の網の目をくぐって新たな手口が次々と出てきています。

では、こうしたハガキが届いたらどうしたらよいのでしょうか。  
①全く身に覚えのない請求については支払わず放置しましょう。  
②請求の内容について不明な点がある場合は、相手に連絡・支払をする前に当センターへ相談して下さい。特に「裁判所の支払督促」や「少額訴訟の呼出状」と思われるものについては、それが事実であれば放置してはいけませんので、すぐに相談することが大切です。  
③何らかの方法で相手は住所と氏名が記載された名簿を入手していると思われます。さらに新しい情報を手に入れれば、別の手段で脅迫してくることも考えられます。これ以上の個人情報を相手に提供してはいけません。  
④送られてきたはがきなどは証拠物件です。悪質業者が次の手で連絡してきたことを考え、請求書やハガキ、メールなどは保管しておくといいでしよう。  
⑤嫌がらせや脅迫まがいの悪質な行為があった場合は、恐喝などの犯罪に該当する場合がありますので、最寄りの警察に届けて下さい。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を受け付けています。

相談は058-277-1003です。土曜日も電話による相談を受け付けています。

(図1)



	H16	H17	H18	H19	H20
相談件数総数(件)	18,392	12,328	11,090	11,330	8,980
不当・架空請求	11,478	5,361	4,215	3,981	2,319

H21.8.25 岐阜新聞掲載